

高知県求人情報発信等支援事業費補助金 Q&A

<補助要件に関すること>

R8.4.8更新

項目	問い(Q)	答え(A)
補助要件	県内に本社又は事業所があり、県外支社の雇用も求人を出したいが対象となりますか。	高知県外の支社の求人は対象となりません。 なお県内雇用であってもアルバイトやパートの求人などは対象となりません。 県内に本社又は事業所を有する事業者であり、期間を定めずに雇用される労働者(新卒又は中途の別は問わないものとする)を雇用し、高知県内で継続的に勤務させる予定があり、かつ、補助事業完了後も高知県内で事業を継続する意思があれば、対象となります。
補助要件	補助対象事業の要件にある「正規雇用労働者の採用活動に関する事業」の『正規雇用労働者』の定義は何ですか。契約社員、アルバイト、パートなども含まれますか。	以下のいずれにも該当する労働者です。 ・期間を定めずに雇用される労働者 ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提として待遇が適用される労働者 そのため、原則、契約社員やアルバイト、パートなどは「正規雇用労働者」には含まれません。 ただし、正社員への登用を前提とした契約社員などの求人は対象となります。 (例:6ヶ月の試用期間は契約社員で、試用期間後に正社員登用)
補助要件	求人広告の掲載などの要件で、なぜ「中途」と「新卒」で取扱いが異なりますか。	当補助金は、UIターン者の増加と若者の転出抑制を目的としていることから「中途」と「新卒」で取扱いを区分しています。 「中途」は県外から、一方、「新卒」は県内外の学生を対象とした人材確保の促進を目的としているため求人情報の発信については「中途」は原則県外向け、「新卒」は県外だけでなく県内向けも対象とすることとしています。 (例) ・「 <u>県外</u> で配布される求人情報誌」→ 新卒、中途ともに対象 ・「 <u>県内</u> で配布される求人情報誌」→ 新卒向けであれば対象、中途向けであれば対象外
補助要件	本事業を活用して求人広告を出したい場合、中途は「高知求人ネット」への求人掲載、新卒は「高知おしごと部」への企業情報の掲載が要件となっていますが、それらに掲載する条件を教えてください。	●高知求人ネット(対象:県外の求職者/運営:(一社)高知県UIターンサポートセンター) ①高知県内に本社を置く事業者若しくは、高知県又は県内市町村が政策的に誘致した事業者及び、高知県の「企業の魅力発信支援事業」に登録した事業者であること。 ②原則1年以上の常用雇用又は1年以上の雇用を前提とした求人で、派遣、パート・アルバイト及び新卒者を対象とした求人は登録不可。また、勤務地が高知県以外の求人は、高知県内に本社がある場合のみ。 ●高知おしごと部(対象:高知で働くことに興味のある学生等/運営:高知県) ・高知県内に本社又は事業所を置く事業者 ※どちらも登録無料ですので、要件を満たす求人がある場合は登録をお願いします。
補助要件	当補助金を活用して「新卒・学生」の求人サイトへ広告掲載しようとしていますが、要件となっている「高知おしごと部(新卒・学生向け)」には掲載していません。「高知求人ネット(中途向け)」は掲載しているが対象となりますか。	対象となりません。 当補助金を活用して掲載したい求人の区分(新卒・学生/中途)に応じた指定サイトへの登録がないと、申請できません。 よって、新卒・学生の場合は「高知おしごと部」、中途の場合は「高知求人ネット」への掲載後に申請してください。
補助要件	高知県ワークライフバランス推進企業認証制度の申請、認証取得前でも補助金を申請することはできますか。	認証制度へ申請中の場合は、認証申請書の写しを提出いただければ、補助金を申請することができます。その場合は、事業報告提出時に認証書の写しをご提出ください。 ただし、事業報告時までに認証が完了しない場合は、補助金の対象外となります。 なお、認証制度へ申請予定の場合は、認証申請書の写しの提出があったうえで交付決定になりますので、当補助金の交付申請前には認証制度へ申請していただく必要があります。
補助要件	「高知求人ネット/高知おしごと部」への求人掲載について調整中ですが、掲載前でも補助金を申請することはできますか。	掲載が完了していなくても掲載依頼の受付が確認できる場合は、補助金を申請することができます。

<補助対象者に関すること>

項目	問い(Q)	答え(A)
補助対象者	対象事業者の要件となっている「高知県ワークライフバランス推進認証制度」を取得していない場合、それに代わる他の認証制度とは何がありますか。	国の認証制度「くるみん」(仕事と子育ての両立支援に取り組む企業)や、「えるぼし」(女性活躍推進のための取組が優良な企業)、「健康経営優良法人」(優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人)などです。
補助対象者	本社が高知県外にあり、高知支社の求人を出したいが対象となりますか。	県内に本社又は事業所を有する事業者であり、期間を定めずに雇用される労働者(新卒又は中途の別は問わないものとする)を雇用し、高知県内で継続的に勤務させる予定があり、かつ、補助事業完了後も高知県内で事業を継続する意思があれば、対象となります。

高知県求人情報発信等支援事業費補助金 Q&A

<補助対象経費に関すること>

項目	問い(Q)	答え(A)
補助対象経費 (ホームページの開設・改修)	ホームページの開設・改修はどういったものが対象になりますか？ 自社のホームページに採用ページを開設するほか、既存のページの改修も併せて実施しても良いですか。	採用を目的としたホームページであれば、新たにホームページを開設するほか、既存のホームページの改修も対象となります。 なお、補助金の申請・実績報告時には、それぞれ見積書・請求書などで、「採用ページ(対象)」・「それ以外(対象外)」がわかるように記載してください。 また、単なる会社案内などの汎用性が高いものは対象となりません。
補助対象経費 (求人広告の掲載)	就職・転職サイトは、全国向けの大手サイトでなく、県内求人企業が開設したサイトでもかまいませんか？	一般求職者及び学生等への就職転職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトであれば、全国向けの大手サイトのみに限らず対象となります。
補助対象経費 (求人広告の掲載)	すでに求人サイトに掲載している広告料は対象になりますか？	対象になりません。補助金は 交付決定後に着手した事業のみ対象です。契約・発注・支払いを行う前に申請してください。 なお、交付申請に必要な書類のうち、「見積書の写し又は積算根拠の分かる書類」の中にサイトへの掲載期間を明示するなど、実施期間が分かる書類の提出をお願いします。
補助対象経費 (求人広告の掲載)	以前から大手の就職・転職サイトに、職種①の求人を掲載していますが、この補助金を活用して新たに①とは異なる職種②の求人を掲載したいです。	求人広告の掲載にあたっては、「掲載しようとする広告媒体に申請日時点で同様の求人情報を掲載していないこと」を要件としています。 よって、すでに求人掲載しているサイトに掲載する場合は、職種が異なるなど「掲載中の求人と同様」ではない求人が対象となります。 (対象となる例) ①既に「営業職」の求人をサイトに掲載しており、同じサイトに新たに「生産管理」の求人を掲載する場合 ②既に経理職の「一般社員」の求人をサイトに掲載しており、同じサイトに経理職の「管理職」の求人を掲載する場合 (対象とならない例) ①既に「営業職」の求人をサイトに掲載しており、同じサイトに新たに「ルート営業」などの職種名で同様の職種の求人を掲載する場合 ②既に「事務職」の求人をサイトに掲載しており、同じサイトに新たに「営業事務」など「事務職」と同様の職種を掲載する場合
補助対象経費 (求人広告の掲載)	以前から大手の就職・転職サイトAに、職種①の求人を掲載していますが、この補助金を活用して新たに就職・転職サイトBに同じ職種①の求人を掲載したいです。	求人広告の掲載にあたっては、「掲載しようとする広告媒体に申請日時点で同様の求人情報を掲載していないこと」が要件です。 まだ求人を掲載していないサイトへの掲載は、補助対象となります。
補助対象経費 (求人広告の掲載)	広告掲載期間が決まっている新卒向けの求人サイト(※)に掲載したいのですが、どういったものが補助対象となりますか。 (※)期間内であれば、いつでも掲載開始できるが掲載終了日は固定されており、掲載開始の時期によらず掲載料が一定にかかるサイトのこと	当補助金は令和9年2月末(窓口の最終開設日)までに利用したサービスに係る手数料等の支払いをすべて済ませたもののみが対象となります。 【掲載期間の例】 令和8年3月1日～令和9年2月28日:申請日時点で掲載していなければ、対象となります。 令和8年3月1日～令和9年3月31日:申請日時点で掲載しておらず、 交付決定日～実績報告の期日(令和9年2月26日)までに掲載開始していれば、対象となります。 令和9年3月1日～令和10年2月29日:事業実施が補助対象期間外となるため、対象外です。
補助対象経費 (求人広告の掲載)	社内にSNS担当が居ないため、当補助金を活用して、リクルート(採用)専用のSNSアカウントを開設し、広告運用まで外注する予定ですが、補助対象となりますか。	広告運用にかかる委託料(外注費)も対象となります。 ただし、「正社員(もしくは正社員への登用前提の契約社員など)」の採用を目的とするものなど補助要件を満たす広告に限ります。
補助対象経費 (採用活動の効率化)	採用活動の効率化に係る経費とは何ですか。 以前から採用管理システムのサービスを利用しています。ちょうど次回の支払いタイミングが補助金の受付期間中なので活用したいです。	採用管理ツールの導入費用や月額利用料などが対象となります。 なお、交付申請時にすでに契約済みのものは対象外です。
補助対象経費 (採用イベントの参加)	採用イベントの参加に係る経費とは何ですか。	イベント出展に伴うブース装飾など、対象イベントでのみ使用する消耗品等に係る経費が対象となります。 ただし、当補助金の対象は「出展料」に限ります。ブースの対応をする社員やアドバイザーなどの宿泊費・旅費などは対象外です。
補助対象経費 (採用イベントの参加)	採用イベントの参加に係る経費とは何ですか。 合同企業説明会よりもカジュアルな合同インターンシップへの出展は対象となりますか。	対象となります。 採用活動の一環として実施するものであれば、それらの開催場所(県内外)や方法(リアル・オンライン)は不問です。 ただし、当補助金の対象は「出展料」に限ります。ブースの対応をする社員やアドバイザーなどの宿泊費・旅費などは対象外です。
補助対象経費 (その他)	1,000円未満の端数切り捨ての算出方法を教えてください。	例えば求人広告への掲載料(消費税除く)が198,700円の場合、3分の2の金額は132,466円となりますが、千円未満の466円は切り捨て、132,000円を交付します。
補助対象経費 (その他)	必要経費を計算したところ、補助金額10万円未満だった場合(対象経費の合計15万円未満)、申請できますか。	当補助金は10万円を下回る場合は申請・受給できません。
補助対象経費 (その他)	交付申請後、交付決定前にサービスの利用を開始したり、PR動画の発注をしてよいですか。	事務局が交付申請の受理をした後、交付決定前に着手(発注・利用)された事業は補助対象外となります。必ず交付決定してから着手してください。

高知県求人情報発信等支援事業費補助金 Q&A

<補助対象外経費に関すること>

項目	問い(Q)	答え(A)
補助対象外経費	補助対象外となる経費を教えてください。	<p>要綱第5条および別表第1又は要領をご確認ください。 以下は、例示です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品等の消耗品 ・汎用性が高く、使用目的が本業務の遂行に必要なものと特定できない物の調達費 (例)パソコン、モニター、プリンターなどの事務機器 ・役員、社員等の人件費 ・店舗又は事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 ・火災保険料、地震保険料及び、車両保険料等各種保険料 (インターンシップの受け入れに係る保険料を除く) ・公租公課(消費税及び地方消費税) ・振込手数料及び代引き手数料 ・その他補助することが適当でないと知事が認める経費

<補助対象期間に関すること>

項目	問い(Q)	答え(A)
補助対象期間	いつからいつまでの経費が対象ですか。	交付決定の日から、令和9年2月末(窓口の最終開設日)までに、利用したサービスに係る手数料等の支払いをすべて済ませ、実績報告まで行ったものが対象となります。

<申請・交付／変更又は中止／実績報告に関すること>

項目	問い(Q)	答え(A)
申請・交付	交付申請時に提出する事業計画内の目標について、どのように設定したらよいですか。また、実績報告までに達成できなかった場合はどうしますか。	<p>事業計画に記載する「採用数」の目標について、広告掲載などから実際の採用に至るまでは時間がかかることが予想されます。そのため、申請時には、事業を実施することにより見込まれる具体的な効果について募集人数(採用人数)だけではなく、採用を目指した具体的な取組の目標数値(応募者数、問合せ数、採用イベントでの受付人数、内定を出す数など)を記載してください。また実績報告時には、応募(採用)に至ったかどうかも含めて本事業で実施した取組についてできるだけ具体的な数値を含めて実績を報告してください。</p> <p>なお、補助事業による効果を把握するため補助事業終了後に予定している調査(複数年)にもご協力ください。</p>
申請・交付	やむを得ない事由により、交付申請の提出から交付決定より前に着手(発注・利用)しないといけない場合はどうしたらよいですか。	<p>工程等の都合により、交付決定前に事業に着手しようとする場合は、交付申請時に別記第3号様式「指令前着手届」を添えて申請してください。 なお、補助事業は、交付決定後に着手することが原則であり、指令前着手は特別な事業がある場合に例外的に認められるとともに、届出を提出したとしても、交付決定前の事業については補助の対象とならない場合があることをご留意ください。</p>
変更又は中止	交付決定後に事業費や事業内容(経費の内訳)が変動した場合はどうしたらよいですか。	<p>以下のような場合は、変更が必要であることが分かった時点で、別記第4号様式により、速やかに変更申請書を提出してください。変更する内容については、変更後の交付決定通知書を受け取ってから着手していただく必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)補助金額が増額となる場合 (2)補助金額を30パーセントを超えて減額する場合 (3)補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合 <p>それ以外の軽微な変更については、変更申請は不要ですが、軽微かどうか判断できない場合は速やかにご相談ください。</p>
実績報告	実績報告時の添付書類には、どのような資料が必要ですか。	<p>本補助金の要件を満たすことが分かる書類が必要です。 例えば、求人サイトへ情報を掲載する広告料の場合、本補助金の要件は「正規雇用労働者」を対象とした「県内での就業」に限った求人であることから、そのことが分かる求人サイトへの掲載内容の写しなどが必要となります。</p>
実績報告	補助金を活用した事業が、当初はすべて実績報告期限(令和9年2月末)までに完了できる予定でしたが、経費の一部の支払いが期限に間に合いません。	<p>令和9年2月末(窓口の最終開設日)までに事業を完了し、実績報告まで行ったものが対象となりますので、経費の一部の支払いが間に合わない場合は、当該経費は補助対象になりません。 この場合、支払いが終わっているものを実績として報告してください。</p>